

流通・取引慣行ガイドラインの見直し

現状

- 消費者のニーズが多様化する中、メーカーと流通業者が今まで以上に連携し、消費者にとって付加価値の高い商品が提供されるようにすべき。
- 独占禁止法の垂直的制限行為(再販売価格維持行為および非価格制限行為)にかかる規制は、違法性の判断基準等が曖昧で、事業者に萎縮効果を与えており、上記連携を妨げているとの指摘がある。



独占禁止法

メーカーが、小売業者の販売方法や流通業者の取引先に制限をかける行為等(垂直的制限行為)を規制



もっと連携したいけど、販売方法など色々頼んだら、違法にならないかな…



売り方や販売先などを限定した方が、消費者の利益になることもあるんじゃないのかな？



規制改革内容

垂直的制限行為規制の運用基準を定めている「流通・取引慣行ガイドライン」において、垂直的制限規制にかかる違法性の判断基準および適法な行為を明確化する。

想定される効果

メーカーと小売業者の連携を促進することによって、より消費者の利益になる競争環境を整備できる。

ダンスに係る風営法規制の見直し

現状

- 客にダンスをさせる営業は風俗営業とされ、深夜営業禁止、年少者者立入禁止など厳しく規制されている。このため、健全なダンス文化やダンス関連産業の発展の支障になっているとの指摘がある。
- 2020年の東京オリンピック開催が決定している中、ダンス文化を活用した魅力ある街づくりを進め、海外観光客を呼び込むためにも、風営法を見直すべきである。

「客にダンスをさせる営業」は「風俗営業」に該当する

3号営業(ナイトクラブ等)

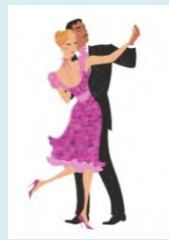


客にダンスをさせる営業



飲食

4号営業(ダンスホール等)



客にダンスをさせる営業



主な規制

営業には許可
が必要

営業時間は原
則午前0時まで

住宅地・学校等周
辺は営業禁止

18歳未満立入
禁止

外部からの見通し
不可となる構造

規制改革内容

接待を伴わないダンスをさせる営業を風俗営業から除外し、営業時間を見直しつつも、騒音等の各種問題に対しては有効に対応できる規制を設ける等、風営法の見直しを図るべく検討する。

想定される効果

- 優良な企業が参入しやすくなり、ダンス関連産業の健全な発展に資する。
- 東京オリンピックを控え、深夜の遊興場所等の提供により海外観光客が呼び込める。

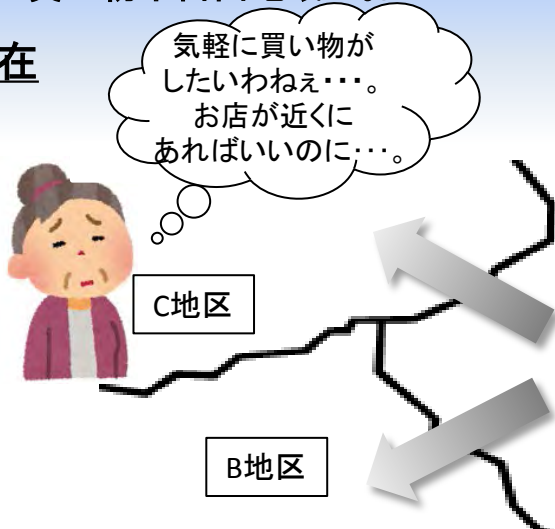
食料品アクセス環境の改善

現状

- 食品の移動販売を行うためには、都道府県知事の申請許可が必要。
- 許可申請の際、申請書様式が統一されていない。また、手続のためのガイドラインが時代に合っていない(給水タンクの容量など)。

● 買い物不自由地域において...

現在



- 申請書の様式が各地区で統一されていない。
- 車両の仕様基準、各商品を販売するための許可基準が統一されていない、など。

コンビニ、スーパー等の移動車販売



改革の方向性

- 申請書様式の統一化について検討する。
- ガイドラインを見直す。



規制改革内容

- 移動販売にかかる許可基準及び申請書様式の統一化を進める方策について検討し、ガイドラインの改訂及び申請書様式について見直す。

想定される効果

- 移動販売が円滑に実施できるようになり、買い物不自由地域の不便が解消される。